

平成21年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成21年6月22日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	教育長	栗本裕美
総務部長	池田善紀	総務課長	乾善亮
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西川肇
税務課長	面卷昭男	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	佐藤滋生	福祉課参事	清水修一
国保医療課長	植村俊彦	国保医療課参事	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生

都市建設部長	清水建也	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	川端伸和	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	黒瑤益範	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	清水孝悦	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 予算決算常任委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 推薦第 1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について

追加日程 2. 発議第 3号 日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書について

追加日程 3. 発議第 4号 地球温暖化防止対策を求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。10番、浦野委員長。

○建設水道常任委員長(浦野圭司君) それでは、建設水道常任委員長報告をいたします。

建設水道常任委員会は、6月10日に全委員出席のもと開催されました。

初めに、本委員会付託議案について審議いたしました。

議案第19号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープラン及び景観法第8条に基づく良好な景観の形成に関する計画、いわゆる景観計画の策定に当たり、総合的な観点から検討を行うことを目的として、有識者及び住民公募委員等にて構成する斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会、並びに斑鳩町景観計画策定委員会を設置することに伴い、所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

これに対して委員より、委員会を設置していく中、理事者側としてはどのような取り組みをしていくのか、また設置される委員会では、環境問題も審議されるのかとの質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

その後、この議案については、満場一致で原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第29号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)を議題とし、理事者より、公共下水道第11処理分区2工区-3工事について、5月19日に指名競争入札を行ったが、その結果、香芝市尼寺2丁目55番2号10A所在の機動建設工業株式会社奈良営業所が1億3,524万円にて落札したが、落札価格が低入札調査基準価格以下であったため、積算価格や会社内容等調査した結果異常がなかったため、工事請負契約を行いたいとの説明がありました。

これに対して、委員より、低入札価格のまま工事を請け負わせて問題はないのか、また委員会報告資料には、必ず入札率を記入していただいた方がわかりやすい等の質疑が

あり、理事者より、落札業者の調査は綿密にしており、工事完了まで監視していく。今回の落札率は83.1%でしたとの答弁がありました。

その後、この議案については、満場一致で原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第30号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）を議題とし、理事者より、公共下水道第11処理分区2工区-4工事について、同じく5月19日に指名競争入札を行ったが、その結果、生駒郡斑鳩町龍田2丁目3番15号所在の株式会社中谷組が9,310万350円にて落札し、落札率は84.4%で、これも予定の低入札調査基準価格とほぼ同金額だったので調査したところ、異常がなかったため、工事請負契約を行いたいとの説明がありました。

これに対しては特段の質疑もなく、お諮りしましたところ、この議案については、満場一致で原案どおり可決することに決しました。

次に、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より、公共下水道の接続状況について、接続申請総数は、5月30日現在1,745件で、平成20年度末現在より2カ月間で44件増加している等の説明がありました。

これに対して、委員より、雨水貯留施設転用が少ないが利用者に十分説明をしているのか、また今まで集中浄化槽区域でその浄化槽が町道に設置してあった場合、これを公共下水に接続する時、旧来の集中浄化槽の処理と道路面の復旧工事費用はだれが負担するのか等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、都市計画道路の整備促進に関することについてを議題とし、理事者より、いかるがパークウェイについては、5月に稲葉車瀬自治会に今後の工事の説明をし、ご理解を得ている。また、6月3日には、岩瀬橋下部工事について、国の工事完了検査が済んでいるとの説明がありました。

これに対して、委員より、パークウェイが完了した後の道路管理費について、町は負担はないのか、また岩瀬橋から三室交差点までこれから計画されるが、現在ある道路との交差点には、安全上信号機が設置されるのか等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてを議題とし、理事者より、今後の整備について、7月に地元説明会をする予定であるとの説明がありました。

これに対して、委員より、駅北側の一方通行区間について、交互通行が出来なく不便を感じる付近住民もおられると聞くが、改善はしないのかとの質疑があり、理事者より

一定の答弁がされました。

継続審査案件については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項についてを議題とし、理事者より、第29回斑鳩町商工祭りについて、7月25日にいかるがホール並びに南中学校東側駐車場で例年どおり行うとの報告がありました。

次に、各委員にその他の質疑をお伺いしたところ、町内にアライグマが出没し、先日も2頭が捕獲されたが、これへの対策について、また水道料金徴収の口座振替利用率について、また上水道給水管の老朽管取り替え工事費について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、建設水道常任委員会の審査内容の概要です。詳細につきましては、議事録に記載しておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る6月11日、木曜日、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、審査の概要のご報告をさせていただきます。

まず、1番として、本会議から付託を受けた議案から審査を行いました。議案書の要旨に基づいて説明がされた後、委員より、1つとして、上場株式などの配当所得に対する課税について、2つとして、国保運営協議会で保険税の額等について協議する時には、保険税と保険料のそれぞれのメリット、デメリットなども含めて今後のあり方についても協議をしてほしい、3つとして、所得割額の算定の事務の流れについてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされた後、皆さんにお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決することといたしました。

続きまして、2つ目といたしまして、継続審査についてを議題といたしました。

その1、総合保健福祉会館の運営に関することについてですが、前回の委員会で要望があったので、利用状況については資料として提出され、それに基づいて報告がされました。

それと共に、5月23日の第4土曜日の催しについては、社会福祉協議会の企画で、虹の家、あゆみの家の音楽発表会を行い、保健センターでは、はつらつ運動教室とパパ・ママスクールを実施し、足湯やつどいの広場にいられた方も含めて、来館者数は3

09人だったこと、また生き生きプラザ斑鳩は今年の9月でオープン1周年となることから、9月5日土曜日に1周年記念事業を予定しており、内容については現在検討中で、決定したら8月広報で周知していきたいということ、さらに、6月末に斑鳩町総合保健福祉会館運営会議の開催を予定していることなどの報告がありました。

委員より質疑、意見をお受けしたところ、1として、利用状況について、数字ではわかるけれども稼働率についても報告をしてほしい、2つとして、足湯利用者のカウントについては難しいと思うが、その方法はどのようになっているのか、3つとして、保健センターの利用者数に月によって大きな違いがあるので、その内容の詳細についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされ、報告を受け、審査をしたということで終わりました。

次に、3つ目といたしまして、各課報告事項についてを議題といたしました。

その1、後期高齢者医療制度の保険料については、平成21年度の保険料に新たな軽減策が講じられることになり、奈良県後期高齢者医療広域連合の条例改正が必要となり準備をされているところで、本町においても7月に当初賦課を行うのに間に合うように準備をしているところであるという報告がされました。それに対しまして、いよいよこの制度は2年目となり、資格証の発行問題が現実となってきたことについて質疑があり、一定の答弁がされております。

2つ目といたしまして、衛生処理場の修理工事についてですが、当初、6月末に2号炉については入札を行い、7月から9月にかけて工事を実施する予定であったが、焼却炉内の耐火レンガの一部が落下し、さらに落下する危険性もあり、炉全体に与える影響が大きく、少しでも早く工事にかかる必要があることから、前倒しをすることになりました。地元自治会へは、延長焼却や休日焼却をすることのお願いをさせていただいておるとの報告があり、それに対して、1つとして、入札の設計金額はどのように積算されるのか、2つとして、落札率などの状況について、3つとして、炉の24時間稼働についてなどの質疑、意見があり、これらについても一定の答弁がされました。

報告事項の3といたしましては、生ごみ堆肥化モデル事業についてです。今年度において、自治会単位のモデル地区と個人単位のモデル世帯の2つの方法でモデル事業を実施し、自治会、個人それぞれ100世帯程度、合計200世帯程度をモニター世帯として協力していただこうと考えている。自治会では、ステーション方式とカート設置で行い、個人のモデル世帯では、公共施設にカート設置し、そこまで持ってきて入れてもら

うというもので、それらについては職員が収集して衛生処理場に集めたものを、委託先の大栄工業がそこまで回収に来るといった方法で実施するなどの詳細な報告がされました。

委員より、1つとして、これらの堆肥化について町内で行うことについて、2つとして、堆肥化以外の生ごみの処理方法についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされております。

また、引き続きまして、その他の報告として理事者側から報告を求めましたところ、その1として、一日里親会・ふれあいの集いの2つの行事等の行き先について、2つとして、安心して産み育てる「いかるがっ子」プランの概要版の作成と配布について、3つとして、いかるがの里クリーンキャンペーンの参加状況などについてなどの報告がありました。特に質疑、意見はありませんでした。

続きまして、4番目といたしまして、その他についてを議題として、委員より質疑、ご意見をお受けしましたところ、1つとして、緊急通報装置などの普及促進について、2つとして、太陽光発電の今後の利用について、3つとして、いきいきの里の7月から徴収する入館料の影響について、4つとして、新型インフルエンザのワクチン、基礎的疾患のある方や妊婦などへの対応について、5つとして、高齢者のインフルエンザ予防接種事業の中での新型インフルエンザの取り組みについて、6つとして、生活保護受給世帯数とその内訳について、7つとして、鳩水園の運転管理業務を委託する入札が行われたが、どれぐらい不用額が出たか、またこの入札についての積算根拠はどのようになっているかということについて、8つとして、鳩水園の水質管理について、9つとして、高齢者への情報提供の仕方についてなどの質疑、ご意見があり、これらにつきましても理事者より一定の答弁がされ、終わらせていただいております。

その後、継続審査の手続の確認をして終わらせていただきましたが、自治会連合会との懇談会で、議員皆様もお聞きになっておったと思いますが、その時に意見のありました罰則のあるポイ捨て条例などについて、委員会終了後1回目の勉強会を行いまして、今後新たな条例を策定するのか、既存の環境保全条例などの改正を行う方がいいのかなどとあわせて罰則のあり方なども調査することにいたしましたので、また議員皆様のご意見などもお聞かせいただければ幸いですと考えております。

以上が、開会中に開催をいたしました厚生常任委員会の審査の概要です。詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

てご報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。7番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。

去る6月15日、全委員出席のもと総務常任委員会を開き、本会議から付託を受けました2議案及び継続審査案件並びに当委員会所管にかかわる報告等を受け、必要な審査、審議を行いましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、本会議からの付託案件であります議案第20号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例につきましては、本定例会初日の委員長報告と内容は変わりがないため、省略させていただきます。委員より、若干の質問と理事者側の答弁の後、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事請負契約の締結については、最低応札者が低入札調査基準価格を下回っていたため、5月25日、最低応札者の株式会社鍛冶田工務店より提出された低入札価格説明書をもとに聞き取り調査を行った。業者から提出された積算金額と当町の設計価格を比較したところ、一部価格について差が見受けられたが、設計図書の仕様に応じた資材でもって製作から設置まで一貫して専門の供給実績のある協力会社により見積もられた価格であること、また契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の地理的条件、資材購入先及び購入先と入札者との関係、労務者の具体的供給見通し、過去に施工した同種の公共事業、会社の経営状況などについても問題ないと判断したとの説明がなされました。委員より若干の質疑、答弁の後、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、継続審査案件であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査整備保存に関することについてであります。史跡中宮寺跡の整備については、6月18日に史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催し、今年度の調査計画案を検討していただき、準備が整い次第発掘調査に着手の予定であること、また（仮称）文化財活用センターの整備については、施設の運営等について、他の公共団体の事例等の調査研究の段階であること、今後は、条例案や施行規則案などについて取りまとめを行う中で、当施設の組織や運営方法等について検討し、委員会へも報告していくとの説明がなされました。

委員より、具体的に議会の意見を予算に反映させるためにも9月ぐらいまでには議論出来るような内容を示してもらいたいなどの意見が出され、理事者より一定の答弁があ

りました。

次に、各課報告事項であります。

まず、議案第22号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてであります。この報告事項も、本定例会初日に報告させていただきました内容と変わりがないため、省略させていただきます。

委員より、職責と生活給との位置づけも含めて職員の給料についての考え方について質疑があり、理事者より、質問内容が広範囲であるため、一般論としての答弁がなされました。また、他の委員より、4月の幼稚園の人事は理解しがたい。また、社会福祉協議会の歴代の常務理事や観光協会の事務局長の町職員時の職歴についての質疑があり、それぞれに答弁がなされました。その他の委員より、消防団員に関する質問があり、理事者より答弁がなされております。

次に、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告について、これは議会初日に平成20年度斑鳩町文化振興財団事業報告としてなされた報告と同じ内容であるため、省略させていただきます。

委員より、法人会員がふえているがどのような団体であるのか、小ホールの利用率が悪かったが今後の対応について、チケットの販売数の悪い公演等についてはPRを徹底するなどを考えていけばどうかなどの質疑、意見があり、理事者よりそれぞれに答弁がなされました。

続きまして、第4次斑鳩町総合計画策定のためのまちづくりアンケート集計結果について、理事者より、町内在住の18歳以上の無作為による抽出2,000票を配票し、そのうち957票の回収であること、そして各項目の概要の説明等がなされた後、平成22年12月を目途に第4次斑鳩町総合計画策定を進めていきたいとの説明がなされ、委員より、18歳未満の意見の反映についての考え方などの質疑があり、一定の答弁がなされております。

続きまして、平成20年度町税収納状況について。平成20年度の町税について、調定額が32億6,623万4,678円で、収納額は31億1,905万6,556円であり、収納率は95.5%となるとの報告の後、それぞれの税目別に説明がなされました。委員より若干の質疑があり、一定の答弁がなされております。

続きまして、8月18日、火曜日、午前9時30分から正午まで、議会議場において子ども模擬議会が開催されること。

次に、放課後子ども教室について、理事者より、本年度1年生から6年生までを対象に募集した結果、斑鳩小学校70人、斑鳩西小学校65人、斑鳩東小学校59人の計194人の応募があり、全員を受け入れたこと、運営団体は老人クラブ、婦人会、元気クラブいかるがの3団体で、8月を除く6月から10月までの月2回で実施するとのこと。委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、町民プールの開館についてであります。7月1日より8月31日まで町民プールを開館、期間中、スイミングフェスティバルや水泳教室を開催し、より多くの方々の利用を考えているとのこと。委員より、プールでは飲食禁止となっているが、熱中症等に関して問題はないのかとの質問があり、水分補給のため指定場所を設け給水していただくように考えているとの答弁がなされました。

次に、学校耐震診断結果についてであります。説明に入ります前に、教育長より、去る5月19日の当委員会において、震度6以上の地震に対する倒壊または崩壊する危険性が高い I_s 数値について、一部間違った答弁がなされたことの謝罪と訂正があり、当委員会としては、5月19日当日の答弁は、斑鳩町への中間報告で示された数値をもって答弁された。その後に最終数値の報告が示されたことをもって了承した後、理事者の説明を受けました。

学校耐震診断の中間報告において、震度6以上の地震に対する倒壊または崩壊する危険性が高い I_s 数値0.3以下の建物はないとのことであったが、最終報告においては、斑鳩小学校本館東棟校舎が0.29、斑鳩西小学校本館東棟校舎が0.20であった。この両校舎においては、早速補強計画を立て、9月議会で財源確保の補正予算を組み、補強計画の建築住宅センターの判定後直ちに工事に入る。あわせて来年度は、斑鳩中学校北館西棟と体育館の補強工事も行う予定であるとのこと。委員より、中間報告と最終報告がなぜ違ったのか、国の補助について、また耐震化率についてなどの質疑があり、一定の答弁がなされております。

続きまして、斑鳩町洪水ハザードマップの改訂版を7月初旬には各戸配布の予定であること、去る3月23日、稲葉車瀬2丁目の町管理防犯灯の支柱が倒れ、垂れ下がった電線により通行中の車の一部を破損し、現在、相手方と示談の交渉中であること、また本年9月6日の日曜日、午前9時30分から正午まで、富雄川と大和川の合流地点付近の河川敷において、第5回生駒郡総合防災訓練を実施予定などの説明がありました。

以上が、各課報告の概要であります。いずれも報告を受けたということで終わります。

した。

次に、その他について質疑、意見をお受けしたところ、委員より、町民体育大会のアンケート結果についての質問があり、理事者より、5月末を締め切りとしていたが、まだ徐々に返ってきているところもあり、未提出の地区に再度提出をお願いしている。また、アンケート用紙50枚では足りない地区には、用紙をコピーして答えてもらっているとの答弁があり、委員より、そんなことをすれば、アンケートとしての精度が保たれない。増刷した地区の集計については、50枚を基準とした別枠で集計していただきたいとの要望がなされました。

また、他の委員より、中央公民館の改修の件につき、その後の経過についての質疑があり、理事者より、緊急を要する部分については対応するが、それ以外については、22年度より3カ年計画で対応していくとの答弁がなされました。

以上が、本定例会中における総務常任委員会の審査事項の概要であります。詳細につきましては、会議録をご覧いただきたいと存じます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、予算決算常任委員長報告について、予算決算常任委員長の審査結果報告を求めます。15番、木田委員長。

○予算決算常任委員長（木田守彦君） 予算決算常任委員長報告をさせていただきます。

本定例会中の6月16日、全委員出席のもと予算決算常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果について報告させていただきます。

当委員会が本会議から付託を受けた認定1件と議案6件であります。

その中で、今回は、平成20年度斑鳩町水道事業会計決算の時期であり、決算の認定にかかわる審査を慎重適正に行うために、辰巳、中川監査委員の出席を仰ぎ、辰巳監査委員より監査結果の説明を受けることといたしました。

まず、事業の概要から順次説明を受けることとし、収支の状況については、1つとして、収益的収支の本年度の営業収益は7億2,207万1,570円で、営業費用6億4,482万7,266円を差し引くと、営業利益は7,724万4,324円で、これに営業外収益571万7,593円、営業外費用4,580万3,319円を加味すると、3,715万8,598円の経常利益となっております。予算の執行については、水道事業収益で1,459万5,131円の減で、水道事業費用では5,057万6,619円の不用額が出ております。主なものは、県水受水費、動力費、修繕費、減価償却費、資産減耗費であります。

2つとして、資本的収支では、資本的収入で予算現額より882万3,300円の減で、資本的支出では、予算現額より5,661万5,905円の不用額となっております。主なものとしては、建設改良費の配水・取水設備等であります。資本的収入額が資本的支出額に不足する1億9,147万6,395円は、減債積立金340万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額713万710円、及び過年度分損益勘定留保資金にて1億8,094万5,685円で補てんされております。

2つとして、設備の状況について。取水設備として、取水井戸新設工事と取水井戸の整備費用として2,221万9,000円を執行し、配水設備として2億2,079万3,000円を執行し、本年度整備改良された配水管は2,636メートルを行っております。浄水場設備としては、三井浄水場設備改良費として1,173万9,000円が使われております。

3つとして、業務の執行状況についてであります。年度末における給水戸数は、前年度より113件増加し1万285件となり、年間総給水量は322万5,037立米で、前年より8万2,555立米減となっております。県水は、218万5,155立米で2万5,622立米減で、自己水は103万9,882立米で5万6,933立米の減となっておりますが、やはり県水の依存率は1%増加しており、67.8%となっております。有収率については、0.8%去年より改善されて95.4%の高水準が維持されております。

4番として、経営成績についてであります。収益については、給水収益で1,162万円の減少で、受託工事収益及びその他の営業収益全体としては2.8%減の7億2,207万2,000円、営業費用についても881万7,000円減の6億4,482万7,000円となり、営業利益は7,724万5,000円となり、営業外収益では、一般会計からの繰り入れがなくなったことから、571万7,000円となっております。営業外費用では、昨年度高利率企業債の繰り上げ償還が行われたことから、支払利息が4,525万8,000円となり、雑支出と合わせると4,580万3,000円となり、結果として経常利益が3,715万9,000円の黒字となったのであります。

5つとして財政状況についてであります。総資本は前年度より1億8,121万9,000円増の65億7,062万9,000円となっております。2億7,419万円の設備投資があり、その主なものとしては、管路近代化事業、老朽管更新事業、公共下水道築造工事によるものであります。これより減価償却額、資産廃棄除去処理額を差し

引いた1億2,402万円の固定資産増が主な原因であり、自己資本比率は75%となり、さらに資本構成は充実しております。

6つとしてキャッシュフローの状況についてであります。営業活動によるキャッシュフローは1億8,738万円、投資活動によるキャッシュフローはマイナス2億537万円で、差し引き1,799万円の資金流出超過となっております。一方、財務活動によるキャッシュフローでは、工事負担金、国庫補助金、受贈財産評価額の増加で1億2,100万円の増となったが、借入資本金の純減額4,006万円を差し引くと7,995万円増となり、現金預金が差し引き6,195万円増加いたしました。

7つとして、損益分岐点分析についてであります。損益分岐点は、損益がゼロとなるのにどのぐらいの収益が必要であるかを算定するものであります。本年度の損益分岐点は6億2,471万円で、前年より0.4ポイント上昇とやや後退をしております。その原因として、給水量の減少傾向により平米当たり供給単価の上昇が続いておる。不況下での物価上昇も考えられることから、経費のコントロールも大切であり、有収率の維持や変動率の引き下げにも努めてもらいたい。

むすびといたしまして、当年度水道事業会計決算は、営業収益2,103万7,000円の減、当期純利益269万6,000円の減で、形式的には減収減益決算ではありますが、しかしながら当年度より廃止された一般会計からの補助金が前年度より580万4,000円含まれており、これを除けば実質的に310万8,000円の増収決算であります。

給水収益は年々減少の続く傾向にあり、業績については安定しておるので、収益性については問題は見られない。しかし、一方で総資本は増加基調であり、投下資本効率は悪化をたどっておる。そうしたことから、総資本の膨らみは給水コストの上昇ともなるので、財務体質の強化が必要であると思われる。

数年後に予定しておる北部配水池の更新には多額の建設資金を投入することになるので、公営企業会計の精神からも、資本コストは水道事業者が負担すべきもので、未収給水収益の増加の兆しも見えてきており、滞納未収の月次督促及び催告も横ばいないしは増加傾向なので、その解消に全力を傾注し、水道事業経営の健全化に最大の努力をしてもらいたいというのが監査委員さんからの意見書の要約であります。

休憩の後、理事者より、認定第2号 平成20年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての説明を受け、質疑をお受けしたところ、1つとして県水を減らせるのか、2つ

として自己水で全戸給水は可能なのか、3つとして加入負担金について、4つとして北部配水池の更新計画について、5つとしてかかるがパークウェイの岩瀬橋架け替え工事に伴う配水管布設設計業務や管工事に対する国よりの補助金の有無について、6つとして加入負担金について、7つとして水道事業の安定について今後の事業計画の進め方について、8つとして企業債の利率の高金利部分の解消について、以上のような質疑があり、理事者より一定の答弁をいただいた後に、当原案に対する賛否についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、教育寄附金では3名より3万3,000円、福祉寄附金に2名より3万7,000円と、4名の消防団退職報償金123万1,000円で、合計すると130万1,000円であるとの報告の受け、質疑をお受けしたところ、共済組合の掛け金の変更についての質疑があり、理事者より一定の答弁をいただいた後に、当議案の賛否をお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、人事院勧告に準ずる期末勤勉手当の減額、共済組合の負担率の改正、人事異動に係る補正、前期高齢者給付金の確定による補正との説明があり、質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、当議案の採決をしたところ、当委員会として原案どおり満場一致で可決すべきと決しました。

次に、議案第24号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。人事院勧告及び人事異動による人件費の増額で、歳入歳出それぞれ565万6,000円を増額するとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、一般会計からの繰り入れについては、人件費、事務費、医療費といったものについては繰り出しをしているとの説明があり、賛否についてお諮りしたところ、当委員会として原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、この議案についても、人事院勧告に準ずる期末勤勉手当の減額と共済組合負担率の改正による補正であるとの説明を受け、特段の質疑もなく、お諮りしたところ、当委員会としては、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、保険料の過払いが発生し、平成20年度還付することが決定したものを、

平成20年度で還付出来なかったものを平成21年度で還付するための補正であり、償還金の増額との説明を受けた後、質疑もなく、当委員会としては、原案どおり満場一致で可決すべきと決しました。

続いて、議案第27号 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。人事院勧告による期末勤勉手当の減と人事異動による職員1名の減による人件費の補正で、888万1,000円の減額であるとの説明を受け、質疑をお受けしたところ、ありませんでしたので、当委員会として原案どおり満場一致で可決すべきと決しました。

その他について、総務より、防犯灯の破損により、垂れ下がった電線により発生した自動車の損害賠償についての報告があり、そしてまた環境対策課より鳩水園の運転業務管理委託についての説明がなされております。以上、2件の件についても、委員より一定の質疑があり、それも理事者より一定の答弁を得ております。

以上で、予算決算の審査結果報告といたしますが、詳細については、議事録に整理されておりますので、参照していただきたく思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第19号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第19号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第20号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第20号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第21号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第22号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第22号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第23号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第23号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第24号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第24号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第25号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第25号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第26号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告

どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第26号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第27号 平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第27号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第28号 斑鳩中学校本館西棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第28号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第29号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第29号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第30号 平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第30号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第2号 平成20年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって認定第2号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について、追加日程2、発議第3号 日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書について、追加日程3、発議第4号 地球温暖化防止対策を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、推薦第1号、追加日程2、発議第3号、追加日程3、発議第4号の3議案を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

今般、議会申し合わせにより、斑鳩町農業委員会委員の辞任届が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会推薦に係る農業委員会委員に、中川議員、辻議員の2人の方を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、中川議員、辻議員の退席を求めます。

(中川議員、辻議員 退席)

○議長(中西和夫君) お諮りいたします。ただいま指名いたしました2名の方を、斑鳩町農業委員会委員として推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました2名の方を推薦することに決しました。

(中川議員、辻議員 着席)

○議長(中西和夫君) 中川議員、辻議員にお知らせいたします。斑鳩町農業委員会委員の推薦について、満場一致をもって推薦することにいたしました。両議員には、よろしくお願いをいたします。

続いて、追加日程2、発議第3号 日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日

米密約の公表・破棄を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案説明を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第3号 日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書について提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第3号

日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書について
標記について、斑鳩町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年6月22日提出

議会議員

里 川 宜志子

木 澤 正 男

それでは、2枚目につけさせていただいております意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の

日米密約の公表・破棄を求める意見書

このたび、日本の研究者の調査によって、米国立公文書館解禁文書から、日米地位協定第17条の運用に関わる、米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した、日米密約取り決めが、発見されました。

それは、1953年10月28日の日米合同委員会裁判権分科委員会の「非公開議事録」の形式をとったもので、この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとっていちじるしく重要と考えられる事件以外については第1次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」と米側に約束しています。

これと同時に明らかになった密約交渉の記録は、これが「日本が可能な限り最小限の数の事例以外は裁判権を行使しないという合意に達することが重要だということだ」

（1953年9月1日、東京での交渉記録）との、米政府の要求にもとづいて結ばれたことを明らかにしています。

そして在日米軍法務官事務所国際法主席担当官は、2001年の論文で「日本はこの了解事項を誠実に実行してきた」と明言し、この密約が現在でも機能していることを認めている。また、米陸軍法務局「外国法廷での米兵への刑事裁判権行使統計」のデータは、日本が実際にかかなりの比率で裁判権を放棄していることを示しています。

これらの事実は、米軍の犯罪・事故に関わる日本の裁判権放棄の密約の存在とその実行の事実を示すものです。これは、自国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる、国家主権の根幹にかかわる大問題です。さらにこれは、米軍基地や米軍訓練のおこなわれる自衛隊基地を抱える自治体と住民にとって重大な問題です。

私たちは住民の命と権利を守る自治体の責務にもとづき、次のことを日本政府に要求します。

記

日米地位協定第17条の運用に関わる、米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めを公表し、廃棄すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日

奈良県斑鳩町議会

とのことです。この本文中にも書かせていただいたとおりなのですが、やはりこの問題というのは、国家主権にかかわる根幹の問題であり、住民の命と暮らしと、そして権利を守る地方自治体の立場から国に対し事実をしっかりと公表し、主権者である国民がしっかりと判断出来るよう、そして主権をないがしろにするような密約については、事実であるならば破棄をすることを求めるというのは、私は当然のことではないかというふうに思います。ぜひ、この意見書については、議員皆様の賛同をいただきますようよろしくお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） それでは、日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書についての反対意見を述べさせていただきます。

日米地位協定は、日米安全保障第6条の規定に基づき、日本におけるアメリカの軍隊の地位などを定めた行政協定であり、内容は、在日米軍の待遇をはじめ使用施設や区域

などに関する事項や運営や管理などのために必要な措置をとることが出来るとする特権や免責事項を定めたものです。また、協定の17条では、アメリカ軍人が容疑者になった場合の裁判権について定められています。

当初は、起訴前の日本側による容疑者の身柄拘束は原則として認められていませんでしたが、1995年9月の少女暴行事件で、沖縄県民及び日本国民の怒りが爆発し、日米協定の結果、日本側にも容疑者の身柄拘束が出来るよう弾力的な運用改善を決めました。

今後も、日米協定をめぐる問題では、協定の見直しやさらなる運用の改善をアメリカに対して要請していかなければならないと思いますが、意見書に述べている密約交渉の記録についてはまだ明らかではなく、日本政府もこれらの事実を認めるに至っていません。言うまでもなく、外交上の協定にかかわる事項で、国が認めていないものを一方の当事者から出てきた資料に基づいて存在すると主張するのは、合理性に欠ける一方的な主張と言えます。

今後、日本は、隣国北朝鮮の脅威にさらされることが予想される今、日米安保体制の円滑な運用を図ることにより、日米両国の関係強化は、日本にとって不可欠だと考えます。これからも、地位協定のさらなる改善に期待し、今回の意見書に対して反対意見といたします。議員の皆様、ご賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

提案説明にもございました、意見書の中にもございました、戦後何年もたっていない状況の中で、こういう問題が交渉をされておった。そして、今、戦後64年たった現在も、日本にはアメリカの基地がたくさんあり、そして米兵による色んな事件がこの間に起こってきております。そういう中で、いかにこの日本の中で起こった事件に対して、日本が主権を発揮することが出来るのか。そのことによって、国民の生命や人権、生活をどう守っていくのかということは、本当に日本にとって重要な問題であると私は考えております。

反対者は、日米地位協定そのものについても言及をされておりましたが、日米地位協定については、色々な意見がございます。今はそのことには触れずに、ただこの裁判権

放棄について私たちは明らかにしていくべきである。

国が認めていない、一方から出てきた一方的なものという解釈をされておりました、反対者は。けれども、だからこそ、一方からそういうことが出てきたからこそ、今、私たちはその事実をどうなんだということを国に対して追及をし、国から明らかに、あったのかなかったのかも含めてきちっと公表してもらって、そして日本がこれからも、基地がある今、今後も国民にとってどういう立場で生活を、命を、権利を守っていってくれるのかということ、我々国民が心配するのは当然なことであって、これはごく当たり前の要求であると私は考えております。国が認めていない、一方の情報、だからこそ、今、必要であって、やはりこれはぜひとも明らかにし、そして今後も、これまで起こってきた米兵による色々なあいつた事件をなくしていくためにも、私たちの生活を守るために必要なものであるというふうに思います。

そして、戦後、どんどん時代は変わってきました。反対者もおっしゃられました。それらの事件によって身柄の拘束についても変化があったと。そして、アメリカ側にも、大統領がかわられたというそういう大きな変化も出てきてます。今こそ、日本も、もう一度こういう問題についてきちっとアメリカとも話し合いをし、そして日本国民にも、これらの内容について、アメリカ側から出た情報について公表し、国民に理解を求め、そして国民の主権を守るための対応をとることが必要であるということから、私はこの意見書については、ぜひとも提出をしていきたいという賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。議員皆様にも、その内容についてご理解をいただきますようお願いを申し上げまして賛成意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。よって発議第3号については、賛成少数で否決いたしました。

続いて、追加日程3、発議第4号 地球温暖化防止対策を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第4号、地球温暖化防止対策を求める意見書に

ついて、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第4号

地球温暖化防止対策を求める意見書について

標記について、斑鳩町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年6月22日提出

議会議員

里川 宜志子

木澤 正男

それでは、こちらにつきましても、意見書の朗読をもちまして提案説明とさせていただきます。

地球温暖化防止対策を求める意見書

2008年、京都議定書の第一約束期間が始まりましたが、日本の対策は遅々として進まず排出量も伸び続けています。一方、年々気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは、将来世代に安全な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響がおよびかねない状況にあります。

2008年7月に開催された洞爺湖サミットでは、長期的に2050年に温室効果ガスを半減する必要があることが合意され、そのため先進国は、2007年のバリ合意に沿って、率先して大幅削減を実現しなければなりません。今後、気候の安全化のために日本が確実に低炭素社会を構築するためには、温室効果ガス削減の中・長期的削減数値目標を設置し、その目標を達成するための政策を包括的・統合的に導入・策定し、実施していく必要があります。

以上の点から、日本政府に対し次のことを要求します。

記

1. 京都議定書の6%の削減目標を守り、温室効果ガスを2020年に1990年比30%の排出削減目標を掲げること
2. CO₂ 排出量取引制度の導入など、CO₂ を減らす人や企業が報われる制度をつくること
3. 電力の固定価格買取制度導入など、再生可能エネルギーを大幅に増やすしくみをつ

くること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。ぜひ皆様よろしくお願いたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって発議第4号については、満場一致をもって可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成21年第3回町議会定例会の閉会に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

本定例会は、去る6月2日の開会から本日まで、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを含め23議案を提出させていただき、議員皆様方には終始ご熱心にご審議を賜り、すべて原案どおりご承認を賜りまして、深く感謝を申し上げますと共に厚くお礼を申し上げます。それぞれの議案や一般質問の中で議員皆様から賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分理解、認識し、行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

また、平成21年度の諸事業、諸施策の展開に当たっては、計画の目的に沿って鋭意努力を行い、進めているところであります。町行政推進には難しい課題もありますが、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

ご心配していただいております新型インフルエンザについてであります。去る6月16日に奈良県において初めて感染者が発生しました。このことから、県の対応方針を受け、同日に斑鳩町新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、感染予防啓発チラシの各戸配布や公共施設での消毒用アルコールの設置等を行うなど、新たな対応を図ったところであります。その後、19日に厚生労働省は、今年の秋以降に流行する予測がされます第2波に備えた対策としまして、新たな運用方針が公表されたところであり、本町といたしましても、町民皆様の健康と安全を守るために、今後も国、県と連携を密にしながら、引き続き情報収集に努めると共に、万全を期して対応してまいりたいと考えてます。

梅雨もこれから最中を迎えることとなり、ますます暑さが増してくる季節となりますが、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成21年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦勞様でございました。

（午前10時47分 閉会）